

日本一の健康長寿県構想中央西地域推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 県民が、健やかで心豊かに支え合いながら生き生きと暮らす「日本一の健康長寿県」を実現するため、中央西地域における保健、医療、福祉関係者の連携の促進を図るとともに、情報共有、協議を行う場として、日本一の健康長寿県構想中央西地域推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 中央西地域における保健、医療、福祉の推進に関すること。
- (2) その他日本一の健康長寿県構想の推進に関し必要と認められること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員 25 名以内で構成する。

- (1) 医療・保健関係者
 - (2) 福祉関係者
 - (3) 行政関係者
 - (4) 地域組織・団体、住民の代表
- 2 委員は、高知県中央西福祉保健所長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 1 会長は、委員の互選により選出する。
- 2 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(意見徴収)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高知県中央西福祉保健所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月4日から施行する。